

地域活性化及び市民サービスの向上に関する 包括連携協定書

宗像市（以下「甲」という。）と株式会社くりえいと（以下「乙」という。）は、地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方が持つ資源を有効に活用したまちづくり活動を協働で推進することにより、地域全体の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 地域産業の活性化に関すること。
- (2) 行政及び地域の情報発信に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 子育て支援に関すること。
- (5) 教育及び青少年の育成に関すること。
- (6) 高齢者及び障がい者等の福祉に関すること。
- (7) 市民の安全・安心に関すること。
- (8) 環境に関すること。
- (9) 観光及び文化・スポーツの振興に関すること。
- (10) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

（具体的取組みの内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組みの内容及び実施方法は、甲乙協議のうえ、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し入れを行わないときは、同一条件により1年間更新し、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、双方協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組みの実施に当たって知り得た情報を甲又は乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結にあたり本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市

宗像市長

11月10日 美沙子



乙 宗像市くりえいと2丁目3番1号
株式会社くりえいと

代表取締役

安 成 信 次

